



令和5年 第1回臨時会：7月13日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 1時30分）	4
○諸般の報告	4
出席者の紹介、臨時議長の紹介	4
○開 会（午後 1時35分）	5
○仮議席の指定	5
○議事日程（その1）の報告	5
○議長の選挙	5
休 憩（午後 1時41分）	7
<hr/>	
再 開（午後 1時42分）	7
○議事日程（その2）の報告	7
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
採決	8
○副議長の選挙	8
○議会運営委員会の委員の選任	9
○管理者あいさつ	9
○議案第5号の上程、提案説明	10
行 田 邦 子 管理者	10
○上程議案の質疑、討論省略、採決	11

○議案第 6 号及び議案第 7 号の一括上程、提案説明	1 1
行 田 邦 子 管理者	1 1
内 山 正 一 事務局長	1 2
○上程議案の質疑～採決	1 6
○特定事件の委員会付託	1 6
○閉 会（午後 2 時 1 0 分）	1 7
<hr/>	
○署名議員	1 8

彩広清告示第4号

令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を、7月13日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和5年7月3日

彩北広域清掃組合
管理者 行田邦子

付議事件

- 1 彩北広域清掃組合議会議長の選挙について
- 2 彩北広域清掃組合議会副議長の選挙について
- 3 彩北広域清掃組合議会運営委員会委員の選任について
- 4 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて
- 5 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合情報公開・個人情報保護審議会条例）
- 6 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合議会の個人情報の保護に関する条例）

令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録

○議事日程（その1）

令和5年7月13日（木） 午後1時30分開議

第1 議長の選挙

○議事日程（その2）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議会運営委員会の委員の選任

第6 議案第5号 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるに
ついて

第7 議案第6号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合情
公開・個人情報保護審議会条例）

議案第7号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合議会
の個人情報の保護に関する条例）

第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程（その1）（その2）に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	小林 淳 一 議員	2番	駒 見 行 彦 議員
3番	小 泉 晋 史 議員	4番	福 島 と も お 議員
5番	橋 本 祐 一 議員	6番	川 崎 葉 子 議員
7番	田 中 和 美 議員	8番	小 林 修 議員
9番	梁 瀬 里 司 議員	10番	金 澤 孝 太 郎 議員

○ 説明のため出席した者

行	田	邦	子	管	理	者		
並	木	正	年	副	管	理	者	
吉	田	明	夫	会	計	管	理	者
江	森	裕	一	参	与			
高	坂		清	参	与			

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	内	山	正	一
主	幹	今	井	剛	史		
書	記	福	田	延	孝		

△諸般の報告

○内山正一事務局長 本日皆様には、公私ともご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議会につきましては、統一地方選挙後、組合議員の皆さんと正副管理者等の執行部とが一堂に会します最初の議会となりますので、出席者の紹介をしたいと存じます。初めに、議員の皆さんからご紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、ご起立をお願いいたします。それでは、行田市選出議員からご紹介いたします。小林淳一議員、駒見行彦議員、福島ともお議員、橋本祐一議員、田中和美議員、小林修議員、梁瀬里司議員。続いて、鴻巣市選出議員をご紹介いたします。小泉晋史議員、川崎葉子議員、金澤孝太郎議員。

次に、本日出席しております正副管理者、会計管理者をご紹介いたします。初めに、管理者の行田行田市長です。副管理者の並木鴻巣市長です。会計管理者の吉田行田市会計管理者です。なお、本日出席いただいておりませんが、識見を有する監査委員としまして、鴻巣市在住の上野監査委員が選任されております。

続きまして、構成市の部課長をメンバーとする組合参与をご紹介いたします。江森行田市環境経済部長、高坂鴻巣市環境経済部長。なお、その他参与の行田市柿沼環境課長と鴻巣市長澤環境課長につきましては、本日出席しておりません。

最後に、組合事務局職員の今井主幹、福田主査、須藤主任、そして、私、事務局長の内山です。どうぞよろしく願いいたします。以上で紹介を終わらせていただきます。

次に、令和5年4月30日をもって、組合議会議員の皆さんの任期が満了となり、構成市議会において新たに選出されたことから、現在、組合議会議長及び副議長が選出されておられませんので、地方自治法第107条の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。出席議員中、金澤議員が最年長議員でございますので、臨時の議長をお願いしたいと存じます。

それでは、金澤議員には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしく願い

します。

[金澤孝太郎臨時議長 議長席に着く]

○金澤孝太郎臨時議長 ただいまご紹介いただきました鴻巣市議会の金澤孝太郎でございます。

本日の臨時会は、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

午後 1時 35分 開会

○金澤孝太郎臨時議長 それでは、ただいまから、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

それでは、これより直ちに会議を開きます。

△仮議席の指定

○金澤孝太郎臨時議長 この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席の議席を指定いたします。

△議事日程（その1）の報告

○金澤孝太郎臨時議長 それでは、議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のその1のとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

△議長の選挙

○金澤孝太郎臨時議長 それでは、日程第1、議長の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。本組合議会議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○金澤孝太郎臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。臨時議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤孝太郎臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

本組合議会議長に、梁瀬里司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました梁瀬里司議員を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤孝太郎臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました梁瀬里司議員が本組合議会議長に当選されました。

当選された梁瀬里司議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選されました梁瀬里司議員に、ご挨拶をお願いいたします。

〔梁瀬里司議長 登壇〕

○梁瀬里司議長 このたび皆様方のご推挙を得まして、議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、心から厚くお礼を申し上げますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

皆様ご周知のとおり本組合は、行田市及び鴻巣市吹上地域から発生する可燃ごみの共同処理を担う、一部事務組合として発足し、半世紀を超える時間を積み重ねてまいりました。行田市・鴻巣市の市民生活に欠かすことのできない本組合が担う事業について、組合議会は引き続き安全かつ適正な現有施設の管理運営がなされるよう、的確に対応していくことが重要と考えます。

議長として微力ながら専心努力をする所存でありますので、どうか議員並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○金澤孝太郎臨時議長 それでは、以上をもちまして臨時議長としての議事の進行は終了いたします。ご協力誠にありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、新議長にお願いしたいと思います。暫時休憩いたします。

午後 1時 41分 休憩

午後 1時 42分 再開

○梁瀬里司議長 それでは、直ちに議長の職務を執らせていただきます。休憩前に引き続き会議を開きます。

△議事日程（その2）の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のその2のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の指定

○梁瀬里司議長 まず、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によりまして、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

1番 小林 淳 一 議員

2番 駒 見 行 彦 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

本組合議会副議長に、金澤孝太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました金澤孝太郎議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金澤孝太郎議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された金澤孝太郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

では、当選されました金澤孝太郎議員にご挨拶をお願いいたします。

[金澤孝太郎副議長 登壇]

○金澤孝太郎副議長 このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりましたこと、誠にありがたく、光栄に思うところでございます。

この上は副議長として、議長を補佐いたしまして、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、更に組合の事業が円滑かつ着実に推進されますよう、努力してまいりますと考えております。どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

△議会運営委員会の委員の選任

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会委員会条例第1条及び第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任については、次の方々を指名いたします。駒見行彦議員、福島ともお議員、川崎葉子議員、以上の方々を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が彩北広域清掃組合議会運営委員に選任されました。

△管理者あいさつ

○梁瀬里司議長 ここで、行田管理者より発言を求められておりますので、許可をいたします。―――管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 皆さんこんにちは。5月から、本組合の管理者となりました行

田市長の行田邦子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中をご参集賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。私自身も5月1日から行田市の市長として市政の舵取りを担わせていただくことになりました。託された職責を精一杯務めて参ります。

住民の安定的な生活の確保、あるいは環境衛生の維持のために必要不可欠な社会インフラとして、廃棄物処理施設の重要性が認識されています。本組合が共同処理する事務は、この小針クリーンセンターでの行田市と鴻巣市吹上地域の可燃ごみの処理と、最終処分場の維持管理業務であります。ごみ処理を滞りなく行い、安全に施設の稼働を維持してまいります。

今後とも、議員の皆様には、本組合の事業運営に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

△議案第5号の上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第6、議案第5号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番田中和美議員の退席を求めます。

[7番 田中和美議員 退場]

事務局に議案の朗読をいたさせます。———事務局。

[事務局朗読]

○梁瀬里司議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第5号、彩北広域清掃組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、組合議員より選任されておりました監査委員の江川直一氏が、令和5年4月30日をもって任期満了となったことから、その後任として、田中和美氏を選任いたしたく、彩北広域清掃組合規約第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○梁瀬里司議長 これより、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている議案は、人事案件でありますので、正規の手続を省略して、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま上程されている議案を、正規の手続を省略して、直ちに採決いたします。

議案第5号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は、これに同意することに決しました。

7番、田中和美議員の入場を求めます。

〔7番 田中和美議員 入場〕

△議案第6号及び議案第7号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第7、議案第6号及び議案第7号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第6号及び議案第7号について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第6号、専決処分の承認を求めるに

ついてでございます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月27日付けで専決処分したものでありまして、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。専決処分の内容といたしましては、国における、個人情報の保護に関する法律の改正、また、組合構成市の関係条例の改正を踏まえ、彩北広域清掃組合情報公開・個人情報保護審議会条例の全部改正等を行ったものであります。

続きまして、議案書6ページ、議案第7号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、議案第6号同様、本年3月27日付けで専決処分したものでありまして、個人情報保護法の改正及び、組合の個人情報保護法施行条例の制定により対象外となる議会における個人情報保護について規定するため制定したものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第6号及び議案第7号について、細部説明を申し上げます。それでは、お手元にお配りしております議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第6号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は彩北広域清掃組合情報公開・個人情報保護審議会条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律が、個人情報保護法に統合され、大学、病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関するルールが設定されました。これに伴い、構成市においては、昨年12月定例会にて、本組合は本年2月定例会にて、条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上許容されている事項を定めるため、既存の個人情報保護条例の全部改正を行ったところでございます。

また、改正個人情報保護法では、内閣府の行政委員会である個人情報保護委員会が、官民間問わず一覧的に、個人情報データの監視、監督を行うこととされ、これまで各自治体で設置していた個人情報保護審議会への諮問事項につきましても、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限定されました。このことから、鴻巣市は昨年12月定例会において情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止し、審議会が担う所掌事務の一部を保護審査会条例へ移管する改正を実施し、行田市は本年3月定例会において、情報公開・個人情報保護運営審議会条例の全部改正を行っております。本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、行田市に倣った内容で、組合情報公開・個人情報保護審議会条例の全部を改めるとともに、関係条例の用語の整備を行ったものでございます。

本件は、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令の施行期日令和5年4月1日に間に合わせることから、本年3月27日に専決処分いただき、翌28日付で公布しております。

主な内容についてご説明します。議案書の3ページをお願いします。第2条の規定における実施機関等とは、管理者、公平委員会、監査委員及び議会となっております。第3条では、審議会は、委員5人以内の、必要の都度管理者が委嘱をする非常設の組織とすることとしております。

4ページをお願いいたします。附則の第3項及び第4項では、関係する条例2件の一部改正を行っております。参考資料、新旧対照表の1ページ、2ページをご確認ください。どちらも、この度の全部改正に基づく、用語の整備となっております。議案書4ページにお戻りいただき、附則第1項にて、本条例の施行期日を、令和5年4月1日としております。

続いて、議案書6ページ、7ページをお願いします。議案第7号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合議会の個人情報の保護に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。議案第6号の説明でも申し上げましたが、個人情報保護法の改正により、本組合は、本年2月定例会において、彩北広域清掃組合個人情報の保

護に関する法律施行条例が可決成立されました。これにより議会が個人情報保護制度の適用対象外となりました。これは、新個人情報保護法において、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されたことによるものでございます。構成市においては、いずれも本年3月定例会にて、同様の理由から、新たに議会の個人情報の保護に関する条例を制定しております。本組合におきましても、行田市に倣った規定内容として、彩北広域清掃組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定を行ったものでございます。

本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和5年4月1日に間に合わせることから、本年3月27日に専決処分いただき、翌28日付けで公布をしております。

主な内容についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いします。目次にありますとおり、第1章の総則から第6章の罰則まで、全59条の規定で構成された条例となっております。改正後の法制度と同等の個人情報保護体系が担保できるような条文構成となっております。

第1条に規定しております、本条例の目的は、組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、組合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、組合議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること、としております。組合議会において取り扱う個人情報は、議員報酬支給業務、議員表彰業務、議員人事業務、請願・陳情業務、傍聴者受付業務によるものが該当します。主には個人の氏名、住所、生年月日となりますが、改正法では、そのような特定の個人を識別することができる情報だけでなく、個人の身体的特徴を変換した符号や個人に割り当てられた番号などの個人識別符号を含む個人に関する情報、例えば指紋データや顔認識データ、あるいは旅券番号や運転免許証番号なども個人情報として位置づけられております。当組合議会では取扱いのある個人識別符号は、議員報酬支給業務におけるマイナンバー情報がその対象となります。

11ページの第4条から17ページの第18条までが、第2章個人情報等の取扱いに関する規定となっております。件数は少ないですが、各種業務における個人情

報をいかに保有するべきかにつきまして定めております。

続く第3章は、第19条として個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定されておりますが、18ページ上段にありますように、第19条第2項第1号アによりまして、議員または職員の人事、報酬、給与等の個人情報には適用しないこととしております。また、同号カにより適用外とされる、本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイルにつきましては、規定により1,000人としております。

19ページをお願いいたします。第4章は、第20条から30ページの第48条まで、個人情報の開示、訂正及び利用停止についての規定となっております、22、23ページ、第27条では、開示決定等の期限について、請求のあった日の翌日から起算して14日以内を基本に定めております。

25ページ、第32条開示請求に係る手数料等では、第1項にて、開示請求に係る手数料を無料とし、第2項にて、写しの交付に要するコピー代や郵送に係る郵便代の実費について負担を求めるとしております。

30ページ、第47条では、審査請求があった場合には、執行機関の附属機関である彩北広域清掃組合行政不服審査会に諮問することとしております。なお、本組合における当該審査会は、条例により、請求に応じて設置をする非常設の審査会となっております。

また、31ページ、第52条では、審議会への諮問について規定しており、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合には、議案第6号でご説明をした組合情報公開・個人情報保護審議会に諮問することとしております。

32ページ、第6章罰則でございますが、新個人情報保護法では、第8章として罰則の規定があるため、当該規定を参酌し、職員又は委託を受けた事業者等が正当な理由なく個人情報ファイル等を提供した場合等の罰則規定を設けたものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日を、令和5年4月1日からとするものでございます。なお、罰則規定に係る部分につきましては、事前に検察庁との協議を経ていることを申し添えます。

また、本条例における個人情報の対象は、基本的には、組合議会を担当する本

組合事務局が保有する個人情報を想定しており、各々の議員が取得された個人情報
報は対象としないこととしております。

以上で、議案第6号及び第7号議案の細部説明を終わらせていただきます。よ
ろしくお願いします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第6号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり可決す
るに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第7号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり可決す
るに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に
関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと

思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

なお、本日閉会後に、正副委員長の互選のため、本組合議会委員会条例第7条第1項に基づき、議会運営委員会の開催を求めます。議会運営委員の3名におかれましては、お残りください。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後　2時　10分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

彩北広域清掃組合議会臨時議長

金澤孝太郎

彩北広域清掃組合議会議長

梁瀬里司

彩北広域清掃組合議会議員

小林淳一

同

駒見行彦